

議案第134号

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例の一部改正について

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小 菖 淳 一

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例の一部を改正する条例

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例（平成16年上越市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号イ及び第2号ただし書中「午前9時から翌日午前9時まで」を「午後2時から翌日午前10時まで」に改める。

別表(1)の表中「(1) 施設の利用料金」を削り、同表コテージの部上限額の欄を次のように改める。

上限額
利用人数に2,200円を乗じて得た額に18,300円を加算した額
利用人数に2,200円を乗じて得た額に12,200円を加算した額
18,300円
12,200円
利用人数に2,200円を乗じて得た額に13,700円を加算した額
利用人数に2,200円を乗じて得た額に9,100円を加算した額
13,700円
9,100円

別表(2)の表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市菖蒲高原緑地休養広場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。